

税



市税等の納付に使えるスマホ決済アプリが増えました

市税等の納付については、安心・確実な口座振替をはじめ様々な納付方法があります。そのうちのひとつ、スマートフォン決済アプリ(バーコード読取)による納付は、令和3年2月の開始以来、多くの方に利用されています。

そこで、より多くのスマートフォン決済アプリ(バーコード読取)に対応するため、令和6年3月から利用可能なアプリを7つに拡大します。

● **スマートフォン決済アプリ**
PayPay・LINE Pay・PayB・支払秘書・J-Coin Pay・P払う・au Pay

● **納付可能な科目** 市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

● **注意事項**

① 納付額が30万円以下で、バーコードが印字された納期限内の納付書に限ります。
② 決済手数料はかかりませんが、別途通信料が必要になります。

③ 領収証書は発行されません。必要な場合は、市役所・金融機関・コンビニエンスストアの窓口で納付してください。

④ 具体的なご利用方法は、各スマホ決済アプリのサイトをご確認ください。

問 税務課 本2階
TEL 0287(23)8639

固定資産税に関する帳簿の縦覧

令和6年度の固定資産税に関する帳簿の縦覧を次のとおり行います。

● **日時** 4月1日(月)～30日(火)午前8時30分～午後5時15分
※税務課のみ毎週(※)は午後7時まで縦覧できます。

● **場所** 税務課、黒羽支所、湯津上支所

● **縦覧できる帳簿**
・ 土地価格等縦覧帳簿(土地の所在地番ごとに地目、地積、価格などを表示)
・ 家屋価格等縦覧帳簿(家屋の所在地番ごとに種類、構造、床面積、価格、建築年次などを表示)

● **縦覧できる方**

・ 本市に所在する土地の固定資産税の納税者(土地価格等縦覧帳簿が縦覧できます)
・ 納税者の代理人(委任状が必要)
・ 納税管理人
・ 納税者と同一世帯の親族
・ 法定相続人(相続人であることを証明する戸籍謄本などが必要)

・ 本市に所在する家屋の固定資産税の納税者(家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます)
・ 納税者の代理人(委任状が必要)
・ 納税管理人
・ 納税者と同一世帯の親族
・ 法定相続人(相続人であることを証明する戸籍謄本などが必要)

※縦覧を希望する方は、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認ができるものをお持ちください。

問 税務課 本2階
TEL 0287(23)8726

・ 資産税土地係
TEL 0287(23)8864

● **インボイス制度説明会・登録要否相談会のご案内**
【インボイス制度説明会】
消費税の基本的な仕組み、インボイス制度に関する税制改正事項の説明を行います。

● **日時**
① 4月22日(月)午前10時～11時
② 5月14日(火)午後2時～3時
③ 6月12日(水)午前10時～11時
(事前予約：6月11日(火)まで)

● **定員** 20名(先着順)
【登録要否相談会】
登録の考え方や必要な情報などの案内を行います。

● **日時**
① 4月22日(月)午前11時～正午
② 5月14日(火)午後3時～4時
③ 6月12日(水)午前11時～正午
(事前予約：5月13日(月)まで)

● **相談時間** 1組60分
● **定員** 5組程度(先着順)

● **共通**
● **場所** 大田原税務署別館2階会議室

● **申込方法** 事前予約期限までに左記へ電話で申し込み
問 大田原税務署
TEL 0287(22)3118

● **原動機付自転車、農耕車、小型特殊自動車の廃車手続きなどはお済みですか?**
軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在の所有者(割賦販売などの場合は使用者)に課税されます。

● **注意事項** 原動機付自転車、ミニカーおよび小型特殊自動車(トラクター、コンバイン、フォークリフトなど)はその使用および道路走行の有無に関わらず、車両を所有している場合には軽自動車税(種別割)

● **注意事項** 原動機付自転車、ミニカーおよび小型特殊自動車(トラクター、コンバイン、フォークリフトなど)はその使用および道路走行の有無に関わらず、車両を所有している場合には軽自動車税(種別割)

車種	手続き窓口	必要書類
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会栃木事務所 宇都宮市西川田本町1-2-37 TEL 050(3816)3107	左記の窓口にお問い合わせください。
二輪車 (125ccを超えるもの)	関東運輸局栃木運輸支局 宇都宮市八千代1-14-8 TEL 050(5540)2019	
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕車・その他)	大田原市役所税務課 各支所総合窓口課	標識交付証明・ナンバープレート(廃車の場合)・本人確認書類(運転免許証など)

● **手続き窓口**
(種別割)は月割課税をしていません。4月2日以降に廃車や名義変更した場合でも、その年の税を全額納める必要があります。

本 本庁舎

湯 湯津上庁舎

黒 黒羽庁舎

体 県立県北体育館

の課税対象です。「しばらく乗らないから」「公道を走らないから」などの理由で一時的にナンバープレートを返納(廃車)することはできません。

問 総務課 **本** 2階

TEL 0287(23)8785

暮らし



3月27日は大田原市「防災安全の日」です

平成29年3月27日に那須町で発生した雪崩事故において犠牲となった方々に深く哀悼の意を表し、この痛ましい事故を忘れないため、また、このような事故が二度と起きないようにするため、いのちの尊さや防災について考える機会としましょう。

【3月27日の行動】

- ①市が主催する会議などで開始前に黙とうを捧げます。
- ②国旗・市旗の掲揚は、弔意を示し半旗を掲げます。
- ③市が主催する慶事などとは行いません。

3月27日は、市民の皆さまも職場やご家庭において、黙とうを捧げていただきますようお願いいたします。

問 総務課 **本** 6階

TEL 0287(23)8702

防災ハザードマップの改訂について

新しい洪水浸水想定区域と土砂災害警戒区域を反映した大田原市防災ハザードマップを作成しました。

自治会加入世帯には広報おたわら4月号と併せて配布しますので、お住いの地域の危険情報や避難場所などの確認にご活用ください。

市役所、各支所、各地区公民館窓口で配布するほか、後日、市HPでも公開します。

問 危機管理課 **本** 3階

TEL 0287(23)1115

サギ類の捕獲・駆除を実施します

対象地区において、農作物などへの被害対策のため、銃猟によるサギ類の捕獲・駆除を行います。実施期間中、農作業や子どもの外遊びには十分ご注意ください。

● 期間 ①4月1日(日)～30日(火)
②6月1日(土)～30日(日)

● 対象鳥獣 サギ類
● 捕獲・駆除方法 銃猟
● 対象地区 金田、親園地区(主に宇田川地区)

問 農林整備課 **本** 4階

TEL 0287(23)8813

廃棄物の屋外焼却は法律で禁止されています

廃棄物の屋外焼却は原則禁止されています。これに違反した場合は5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれらの併科に処せられます。

屋外焼却(市販の焼却炉での焼却を含む)は煙や灰、悪臭により、健康への悪影響や、洗濯物を汚すなどの被害をもたらします。焼却者の想像する以上に、周辺の方々は迷惑に感じています。

また、ダイオキシンなどの有害物質を発生させてしまうほか、火災の原因となり、大規模な災害につながる恐れもあります。宗教上の行事や農事行為など、罰則の対象にならない場合もありますが、周辺に迷惑が生じたり、苦情が発生した場合には、中止や改善を依頼します。ご理解、ご協力をお願いいたします。

問 生活環境課 **本** 2階

TEL 0287(23)8706

宝くじ助成事業で「コミュニティセンター」を整備しました

一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、集会施設やコミュニティ活動用品の整備、安全な

地域づくりと共生のまちづくり、活力ある商店街づくりや地域の国際化の推進および地域文化への支援などに対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための「コミュニティ助成事業」を行っています。

この事業を活用して、次の団体がコミュニティセンターを建設しました。

▼親園南区自治会
・コミュニティセンター(自治公民館)

問 政策推進課 **本** 6階

TEL 0287(23)8793



公の施設の指定管理者の指定について

大田原市子ども未来館について、施設の管理運営を行う指定管理者を選定委員会および市議会の議決を経て指定しましたのでお知らせします。

● 指定管理者 株式会社大田原まちづくりカンパニー
● 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日の5年間

問 総務課 **本** 6階

TEL 0287(23)8702

市が所有する土地の売却を行います

令和6年2月3日に実施した一般競争入札において、未契約となった市有地を、令和6年9月まで随意契約で売却いたします。

● 対象物件 ▼下石上1件▼薄葉4件▼前田1件▼小滝2件
▼住吉町一丁目1件

※物件情報は市HPをご覧ください。総務課までお問い合わせください。

※申込方法・最低見積価格は広報おたわら4月号に掲載します。

問 総務課 **本** 6階

TEL 0287(23)8795

都市計画道路事業承認図書

都市計画道路事業承認が国土交通省より告示されましたので、図書の写しを縦覧します。

● 都市計画事業名 大田原都市計画道路3・3・5号国道4号線
● 縦覧期間 令和15年3月31日まで

● 縦覧場所 都市計画課
※事業承認の告示は、国土交通省HPをご確認ください。

問 都市計画課 **本** 5階

TEL 0287(23)8711

